

令和元年度事業経過報告

一 制度対策本部関係

制度対策本部で行う事業と各部において対応する事業を精査し、緊急課題へのより迅速な活動に備えるようにした。

また、担当副会長に加え、制度対策本部の担当常任理事を設け、より実効を伴うよう態勢を整えた。

1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

(1) 「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信

「境界紛争ゼロ宣言!!」について継続的に発信していくことを意識して諸対応を行っている。

(2) 所有者不明土地問題・耕作放棄農地等への対応

① 法制審議会民法・不動産登記法部会（法務省大臣官房司法法制部）への出席

連合会から構成員として参画した「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会（法務省主催）」において、平成31年2月28日に公表された最終報告書を受けて、法務大臣が民法や不動産登記法を見直すことを法制審議会総会で諮問したことを契機に、同省大臣官房司法法制部において「法制審議会民法・不動産登記法部会」が平成31年3月19日に設置された。

連合会では、國吉会長が就任直後の第5回から構成員（委員）として出席してきた。

これまで出席した第5回（7月2日）～第12回（2月18日）においては、「共有制度の見直し」、「財産管理制度の見直し」、「相隣関係規定等の見直し」、「不動産登記制度の見直し」、「遺産分割に関する見直し」、「遺言に関する見直し」等の審議が行われ、第9回から、各項目別の審議結果の取りまとめである中間試案について、これまでの経過を踏まえ審議が行われてきた。（同中間試案は、法務省からパブリックコメントに付され、各土地家屋調査士会へ周知し、検討事項を求めながら、連合会においても検討し、法務省民事局参事官室へ意見提出した。）

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で開催が見送られているが、令和2年度においても継続して審議が行われる予定であり、今後予定されている民事基本法制の整備が進む方向を事前につかみ、法制審議会にて提案していく予定である。

また、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の施行関係に伴う通知を随時土地家屋調査士会に周知したが、変則型登記の解消に向けた取組については、業務部対応に、所有者不明土地・空き家対策は、基本的には社会事業部対応とした。

2 土地家屋調査士制度改革の推進

(1) 土地家屋調査士制度環境への対応

「使命」に関する規定の新設、懲戒権者を法務大臣にすること、戒告の際の異議申立権等
手続保証の確立、懲戒処分の対象事由について除斥期間を設けること、「一人法人」の導入
等を主とした土地家屋調査士法の一部改正に伴い、次の段階の政省令等に向け、総務部と連
携を図りながら対応するため、連合会の考え方の取りまとめや法務省との協議を重ねてき
た。

(2) 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応

業務情報公開システムとして、平成 29 年 12 月 20 日から運用を開始した「調査士カルテ
Map」については、主に業務部において対応してきた。

3 資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対処（国の政策への対応含む。）

(1) 政党への要望活動

全国土地家屋調査士政治連盟と連携して政党への要望（政策・予算）活動等を以下のとお
り行った。

- ① 公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会（11 月 7 日）
- ② 自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」（11 月 12 日）
- ③ 立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟総会（11 月 28 日）
- ④ 自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会（12 月 13 日）

予算要望

- ・ 登記所備付地図（不動産登記法第 14 条第 1 項）作成作業と予算措置の確保について
- ・ 表題部所有者不明土地の解消に関する施策の予算措置の確保について
- ・ 筆界特定手続に関する予算措置の確保について

政策要望

- ・ 土地家屋調査士が行う筆界を明らかにする業務について
- ・ 所有者不明土地問題等に関する諸施策への土地家屋調査士の活用について
- ・ 表示に関する登記の申請代理業務を含む公共調達の適切な発注について
- ・ 地籍調査事業への土地家屋調査士の活用について

なお、これまで都度要望を行ってきた官公署の入札区分における項目に「土地家屋調査
士業務」を設定することについて、今般、一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁統一
参加資格）における入札区分に「登記関連業務」の項目が新設されたことを受け、令和 2 年
2 月 6 日付け日調連発第 330 号をもって各土地家屋調査士会宛てに周知した。

(2) 準天頂衛星システム（QZSS）を利活用した制度の拡充

国の施策への対応として、QZSS の測量分野での活用の方策については、情報収集と登記測量への利活用について各関連省庁、一般財団法人衛星測位利用推進センター（SPAC）・高精度衛星測位サービス利用促進協議会（QBIC）等との対応を行い、情報収集を行っている。

(3) 不動産登記情報のオープンデータ化の推進方策に関する対応

不動産登記情報のオープンデータ化の動きに伴う不動産表示登記制度への影響等については、業務部において対応することとしてきた。

4 土地家屋調査士制度のグランドデザインに基づく対応

「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」に基づく基本計画について、制度の将来に関する検討会議において協議を行い、各土地家屋調査士会における事業計画の参考として策定し、1月15日、16日開催の第2回全国会長会議において配布した。

5 大規模災害からの復興支援と防災体制の強化

これまでどおり、復興支援対策本部が対応するが、社会事業部を主力として対応することとしてきた。

6 国際化への対応及び学識者との共同研究

(1) 国際地籍学会予備会議への出席

令和元年8月7日、COEX（韓国・ソウル特別市）において、国際地籍学会の主催により、主として2020年韓国で開催予定の第12回国際地籍シンポジウムについて協議が行われた。

(2) 法務省法務総合研究所国際協力部が行う国際的な法整備支援事業への協力

法務省法務総合研究所国際協力部から、平成30年度から研究委託を受け対応している「ミャンマーの土地登録法制の調査研究」について、ミャンマー土地登録法制調査研究PTを中心にこれまで次のとおり対応を行った。

なお、これらの対応を盛り込んだ最終報告書を令和2年2月末に同国際協力部に提出した。同報告書は、令和2年度に法務省のウェブサイトに掲載される予定である。

① ミャンマー土地登録法制現地セミナー（現地出張による調査）＜第1回＞

（9月16日～9月20日、ミャンマー連邦共和国 ネピドー市、ヤンゴン市ほか）

出張者：山田・三本・山口・藤代各制度対策本部員

法務省法務総合研究所国際協力部とともにネピドー、民間エンジニア（測量会社）、建設省（ヤンゴン）、農業畜産灌漑省（タンリン）、ヤンキン登記所、ヤンゴン市開発委員会（YCDC）等を訪問し、民間、省庁、登記所、開発委員会等の角度から、測量実務、登記手続の実務、測量機器、測量方法、省庁と自治体・民間との関係、保管資料等々ミャンマーの土地登録法制全般について調査し、情報収集を行った。

② ミャンマー土地登録法制共同研究（訪問団への研修会）

訪問団の来日期間中、ミャンマー土地登録法制調査研究 PT 委員を中心に以下のとおり講師として研修会に対応した。

<11月27日（水）の部>

講義・実地（国際法務総合センター国際棟）

テーマ「土地の物理的状況に係る特定性、復元可能性、境界画定を確保した地図作成の在り方について」

講師 山田・三本・山口・藤代各制度対策本部員

<11月29日（金）の部>

講義・意見交換（法務省赤れんが棟）

テーマ「土地の物理的状況に係る登録の在り方について」

講師 小野副会長、山田・三本・山口・藤代各制度対策本部員

③ ミャンマー土地登録法制現地セミナー（現地出張による調査）<第2回>

（2月2日～2月6日、ミャンマー連邦共和国 マンダレー市、ネピドー市、ヤンゴン市ほか）

出張者：山田・三本両制度対策本部員

法務省法務総合研究所国際協力部とともに、マンダレー市開発委員会、建設省ヤンゴン事務所、建設省、農業畜産灌漑省、連邦政府省、JICA ヤンゴン都市開発プロジェクト等を訪問し、民間、省庁、登記所、開発委員会等の角度から、測量実務、登記手続の実務、測量機器、測量方法、省庁と自治体・民間との関係、保管資料等々ミャンマーの土地登録法制全般について調査し、情報収集を行った。

7 研究所の研究成果の利活用と諸施策

制度対策本部の事業活動の中、必要に応じて研究所の研究成果を利活用し、連携を図った。

8 土地家屋調査士制度制定 70 周年記念事業の計画準備

広報部の所管としたことから同部から報告する。

9 その他緊急課題への対応

緊急又は突発的な案件や、予算想定されていない事項等について、情報等の収集又は対応を行ってきた。

二 総務部関係

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

(1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備

日本土地家屋調査士会連合会会則（以下「連合会会則」という。）を始めとする諸規則について、社会情勢や制度環境を的確に捉え、現状に適応するよう適宜見直しを行った。

① 連合会会則の一部改正

第76回定時総会で承認された連合会会則の一部改正において、日本土地家屋調査士会連合会会長会議運営規則（以下「会長会議運営規則」という。）及び日本土地家屋調査士会連合会ブロック協議会長会同運営規則以下「ブロック協議会長会同運営規則」という。）を設置し、連合会会則において、両規則を規定するため、第76回定時総会で一部改正が承認され、連合会会則の変更に係る法務大臣の認可申請を行い、令和元年10月10日をもって法務大臣の認可を受け、同月18日付け日調連発第201号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

② 会長会議運営規則の設置

土地家屋調査士会の会長による会長会議の開催等については、連合会会則第26条に定められているが、同会長会議の運営等に関する必要な事項が定められていないことから、その目的等を明確にするため、会長会議運営規則を設置した。

なお、一部改正が行われた連合会会則の施行期日に合わせる必要があるため、令和元年10月10日から施行している。

③ ブロック協議会長会同運営規則の設置

日本土地家屋調査士会連合会ブロック協議会については、連合会会則第27条に定められているが、ブロック協議会長会同の運営等に関する必要な事項は定められていないことから、その目的等を明確にするため、ブロック協議会長会同運営規則を設置した。

なお、一部改正が行われた連合会会則の施行期日に合わせる必要があるため、令和元年10月10日から施行している。

④ 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）が令和元年6月12日に公布され、同法律の施行に合わせ土地家屋調査士会会則（モデル）（以下「会則モデル」という。）の一部を改正する必要があることから、令和元年12月11日、12日に開催した第4回理事会において、会則モデルの一部を改正した。

なお、施行期日については、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）の施行の日としている。

⑤ 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の一部改正

「働き方改革」を推進することを目的として労働基準法が改正され、令和元年4月か

ら全ての企業において、年 10 日以上 of 年次有給休暇が付与される労働者に対し、年次有給休暇の日数のうち年 5 日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられたことから、日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の一部を改正した。

なお、施行期日は、日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則第 28 条に定めている起算日が 1 月 1 日としていることから令和 2 年 1 月 1 日とした。

⑥ 日本土地家屋調査士会連合会臨時職員就業規則の一部改正

⑤と同様に、日本土地家屋調査士会連合会臨時職員就業規則の一部を改正した。

⑦ 連合会会則の一部改正

次の法律等の施行に合わせ連合会会則を一部改正する必要があることから、同会則を改正することとし第 77 回定時総会に諮ることとしている。

ア 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（附帯決議を含む。）（令和元年法律第 29 号）が公布されたことに伴う改正

イ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴う改正

ウ 役員選任に関する検討特別委員会からの答申に対する対応についての協議結果に基づく改正

エ 土地家屋調査士職務規程の新設に伴う改正

オ その他（会費の納入基準、字句修正）の改正

⑧ 日本土地家屋調査士会連合会施行規則の一部改正

土地家屋調査士法施行規則第 20 条に定める職印が土地家屋調査士電子証明書 of 取扱いと異なることから、その取扱いを統一するため、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則（以下「会則施行規則」という。）第 17 条に定める様式を一部改正した。

また、前記の改正に合わせ、印鑑（角印）に入れる文字数が多くなる等の理由により、現在の規格（寸法）では表示することが困難であることから、日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則第 17 条第 3 項に定める附録第 8 号（職印）の一部を改正した。

なお、施行期日については、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第 29 号）の施行の日としている。

⑨ 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の改正

日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則の改正からおよそ 3 年が経過したことから、精査する必要があるものと考え、役員選任に関する検討特別委員会を設置し、諮問事項に対する答申を求め、令和 2 年 1 月 14 日に答申書を受理し、理事の選任等について改正することとし、令和 2 年 4 月 22 日、23 日に開催した第 1 回理事会において、連合会会則の一部改正（案）が承認され、第 77 回定時総会に諮ることとしている。

⑩ 土地家屋調査士登録事務取扱規定の一部改正

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年第 29 号）並びに成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が公布され、土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部を改正する必要があることから、土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正（案）について検討した。

⑪ 会議等における費用助成の基準の一部改正

電子会議での開催も費用助成の対象とすることとして、令和 2 年 3 月 31 日に開催した第 8 回常任理事会において、会会議等における費用助成の基準の一部を改正した。

なお、施行期日については、令和 2 年 3 月 31 日とする。

⑫ 土地家屋調査士会の会則変更の対応

各土地家屋調査士会からの会則変更に係る事前内議については内容を精査し、修正を要する場合は意見を付して回答した。

(2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援

① 各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について

各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について、その都度、対応した。

② 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集（令和 2 年度追加）」の作成について

各土地家屋調査士会からの照会・問合せの中から、よく照会されるものや重要な事例を中心に上げ、登録・会員指導等に関する照会回答事例集に新たな事例として追加したものを作成し、令和 2 年 3 月 31 日付け日調連発第 383 号をもって各土地家屋調査士会に送付した。

(3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応

土地家屋調査士法施行規則第 39 条の 2 に規定される土地家屋調査士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事案の有無に関する調査について、適時適切に実施されるよう情報収集に努めるとともに、関係資料を入手した際は、各土地家屋調査士会に情報提供することとしており、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの調査結果を令和 2 年 2 月 27 日付け日調連発第 349 号をもって参考送付した。

(4) 大規模災害対策に関する検討

発生が危ぶまれている首都直下地震などの大規模災害に対して、連合会の会務運営が困難になる事態等を想定し、連合会の防災対策の強化を図り、災害時においても基本的な会務の運営が維持できる態勢の構築を推進した。

また、大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について検討し、次の災害の被災会員に対して大規模災害対策基金からの義援金を給付した。

① 令和元年 8 月の前線に伴う大雨

② 令和元年台風第 15 号

③ 令和元年台風第 19 号

なお、日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則第 4 条の規定に基づき、次のとおり、現地災害対策本部を設置し、同本部の運営費については、同規則第 9 条第 1 項及び同規則運用細則第 2 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり交付した。

① 令和元年台風第 15 号に係る現地災害対策本部 千葉会 100 万円

② 令和元年台風第 19 号に係る現地災害対策本部 神奈川会 100 万円

2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会組織、会務運営の体制等について適宜見直しを行うこととしており、随時、役員及び事務局の役割の明確化、事務局組織についての見直し、業務執行の効率化を検討した。

3 オンライン登記申請への対応

土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱い（調査士報告方式）については、業務部において対応した。

4 民間認証局に係る登録局の適正な運営

土地家屋調査士電子証明書を発行するセコムパスポート for G-ID 認証サービスにおける登録局業務の効率的な運営に努め、申込みのあった会員について適切な審査を行い、速やかに電子証明書を発行し、電子証明書の取消しが必要な会員についても、適切かつ速やかな手続に努めた。

土地家屋調査士電子証明書発行状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）

有効電子証明書所有者 10,857 人

（会員数 16,385 人（令和元年 10 月 1 日現在））

5 情報公開に関する事項

懲戒処分情報及び戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失等の状況について、連合会ウェブサイトへの適時適切な掲載に努めた。

6 会館の管理に関する事項

連合会会館（土地家屋調査士会館）及び文書等の保管等のために賃借している貸事務所の適正な管理に努めた。

三 財務部関係

1 財政の健全化と管理体制の充実

(1) 予算執行の適正管理

規則等にのっとり適正かつ効率的な会務運営を行うため、令和元年度予算が計画的に執行されるよう管理するとともに、事業執行における発注及び支出に関する手続について、改善すべき点があれば適切な方策を検討し、順次改善するよう努めている。

(2) 中長期的な財政計画の検討

会員数の予測等将来の動向を勘案した令和元年度版のシミュレーション資料を作成した。その結果、従来の傾向と同様、今後も会員数が減少する見通しであり、継続して実施する事業も多いことから、将来的には更に財政状況が厳しくなる予測となった。

なお、令和元年度版のシミュレーション資料は、令和2年度予算（案）の作成に活用した。

2 福利厚生及び共済事業の充実

(1) 親睦事業の検討及び実施

① 写真コンクール

ア 第34回

66名から計111作品の応募があり、審査結果を第76回定時総会において公表し、会報8月号（No.751）に掲載した。

なお、令和元年5月10日から31日までの期間で、土地家屋調査士会員によるインターネット投票を実施（投票数120票）し、得票数の最も多かった作品に「はーもに一賞」を授賞した。

イ 第35回

例年の開催時期を変更し、土地家屋調査士制度制定70周年記念として70周年賞（シニア部門・ジュニア部門）を設けて作品募集を行ったところ、106名から計171作品の応募があった。

なお、令和2年2月7日から28日までの期間で、土地家屋調査士会員によるインターネット投票を実施し、134票の投票があった。

審査結果は、令和2年度に公表する予定である。

② 日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

ア 第34回

千葉県土地家屋調査士会及び関東ブロック協議会の協力により、令和元年10月27日、28日に東急セブンハンドレッドクラブにおいて開催し、185名が参加した。観光

には別に 18 名が参加した。

イ 第 35 回

令和元年 7 月 16 日付け日調連発第 122 号をもって、京都土地家屋調査士会及び近畿ブロック協議会の協力により次のとおり開催する予定であることの周知を行っている。

日 付 令和 2 年 10 月 4 日（日）、5 日（月）

場 所 城陽カントリー倶楽部（観光も予定）

前夜祭 ホテルグランヴィア京都

ウ 第 36 回以降

開催におけるブロック協議会の順番の目安については、令和元年度第 2 回全国ブロック協議会長会共同において説明した。

(2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援

賠償責任保険及び測量機器総合保険等の既存保険への加入について、会報及び E メールマンスリー等により促進を図り、共済会事業の支援を行っている。

その一つとして、土地家屋調査士賠償責任保険事故例集の改訂を行い、令和 2 年 1 月 28 日付け日調連発第 318 号をもって各土地家屋調査士会に PDF 版を送付した。

また、土地家屋調査士賠償責任保険等の正確な加入者数を把握するため、令和 2 年 1 月 31 日付け日調連発第 321 号をもって各土地家屋調査士会に照会した。

(3) 国民年金基金への加入の促進

各土地家屋調査士会の協力を得て、国民年金基金への未加入会員、新入会員、その配偶者及び補助者に対して、全国国民年金基金土地家屋調査士支部と連携しながら積極的な加入の促進を図っている。

その一つとして、令和元年 11 月 27 日、28 日に各土地家屋調査士会の新入会員の応対者や会員の福利厚生等の担当者を対象とした電子会議による説明会を開催し、27 日は 29 会、28 日は 20 会が参加した。

その後、令和元年 12 月 4 日付け日調連発第 254 号をもって各土地家屋調査士会における担当者の選任等を依頼し、令和 2 年 1 月 31 日付け日調連発第 317 号をもって周知するとともに、国民年金基金への加入の促進に係る費用の一部としての助成金を令和 2 年 1 月 31 日付けで交付した。

また、上記説明会において要望があった研修会等で説明する際の資料及び講師マニュアルについて、令和 2 年 3 月 12 日付け日調連発第 364 号をもって各土地家屋調査士会に送付した。

3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

全国的に均質な土地家屋調査士業務を提供するための環境の整備等を目的として、土地家

屋調査士会の会員数に応じた事業助成を実施することとしており、令和元年7月9日付け日調連発第115号をもって対象となる土地家屋調査士会（13会）及び助成金額の上限等について通知し、令和元年10月末日までに、対象となる全ての土地家屋調査士会に助成金総額9,830,000円を交付した。交付状況は下表のとおりである。

なお、令和2年度の実施内容について、令和2年3月5日付け日調連発第359号をもって対象となる土地家屋調査士会へ事前に連絡した。

また、令和3年度以降の方針についても検討しており、各土地家屋調査士会の財務諸表を分析する上で、令和2年2月6日付け日調連発第328号をもって各土地家屋調査士会の定時総会の資料やウェブサイトの情報公開を基に調べた会費等収入に関する情報の確認を依頼した。

【令和元年度 交付状況一覧】

会名	会員数※	交付額	主な用途
山梨	149	240,000	[広報]シンポジウム開催、ポスターチラシ、新聞広告作成
和歌山	148	260,000	[広報]広報グッズ
福井	154	170,000	[広報]テレビCM
富山	152	200,000	[広報]無料相談会、広報グッズ
鳥取	71	1,300,000	[研修]研修会実施 [広報]制度広報、無料相談会、新聞広告、広報グッズ、広告掲載
島根	107	850,000	[研修]研修会実施 [広報]新聞広告、広報グッズ
佐賀	117	700,000	[研修]研修会実施 [広報]新聞広告、広告掲載、イベント参加
秋田	126	570,000	[研修]研修会実施、寄附講座 [広報]ラジオ、イベント参加
青森	133	470,000	[研修]研修会実施 [広報]広報グッズ
函館	53	1,600,000	[研修]研修会実施 [広報]シンポジウム開催、広告掲載、無料相談会
旭川	58	1,550,000	[研修]研修会実施 [広報]シンポジウム開催、広報グッズ
釧路	79	1,250,000	[広報]シンポジウム開催、受験ガイダンス開催、広報グッズ
高知	119	670,000	[研修]研修会実施 [広報]無料相談会開催、新聞広告、広告掲載
計		9,830,000	

※ 平成30年10月1日現在

【研修内容一覧】

会名	回数	研修内容
山梨	なし	

和歌山	なし	
福井	なし	
富山	なし	
鳥取	①	・事務所経営のための「日額・事務所経費・歩掛の再考」
	②	・「コミュニケーション」と「ストレス・マネジメント」
島根	①	・懲戒処分事例を通じた調査士業務の注意点
	②	・調査士報告方式によるオンライン申請及びオンラインシステム変更に伴う変更点
佐賀	①	・救急車が来るまでに ・消費税法軽減税率について ・ある調査士の便利グッズや携帯アプリの紹介
	②	・調査士のための基準点測量 実践 基礎講座 ・ドローンの活用等について
	③	・調査士報告方式（原本提示の省略に係る取扱い及び登記識別情報の通知の方法等の変更） ・表題部所有者不明土地の適正化に関する法律について
	④	・裁判事例から見た境界鑑定
秋田	①	・裁判事例から見た境界鑑定 ・不動産登記規則第93条不動産調査報告書の記載事例について
	②	・懲戒事例と今後の動き ・日常業務（オンライン申請における疑問点等）について ・民法（債権関係）改正法の施行に備えて
青森	①	・「官民オープンデータ化について」～ブロックチェーン等を活用した新たな不動産登記制度～
	②	・オンライン申請について～半ライン申請（特例方式）からのステップアップ～ ・昨今の懲戒事例に学ぶ
函館	①	・相続及び個人情報保護法の概要について
旭川	①	・倫理・職責 ・オンライン申請について
釧路	①	・過去の懲戒事例を中心にした「倫理研修」
	②	・土地家屋調査士に求められる時効の知識 ・「調査士報告方式」の申請手続について
高知	①	・UAVと公共測量 ・「GNSSによる基準点測量」～電子基準点の利活用～
	②	・「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」の概要について ・筆界特定申請の際の留意点について ・境界確定訴訟とADR

4 その他

財務部に関係する規程等の整備について適宜検討、協議を行っている。

四 業務部関係

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

(1) 「土地家屋調査士職務規程」及び「調査・測量実施要領」に関する事項

「土地家屋調査士職務規程（案）」を作成した。同規程（案）については、第5回理事会（令和2年2月19、20日開催）をもって承認を得たことから、本総会において決議を求めるとする。

また、新しい調査・測量実施要領については、令和3年12月の理事会で内容の承認を目指し、業務部内及び調測要領委員会において作成している。

(2) 不動産登記規則第93条に規定する不動産調査報告書に関する事項

不動産登記規則第93条不動産調査報告書作成ソフトについては、各土地家屋調査士会等からの質問や連合会ウェブサイト内の専用掲示板の書き込み等について随時対応した。

また、各土地家屋調査士会等から寄せられた不具合等の報告については、開発業者と連携し対応を進めており、現在の同ソフトのバージョンは2.6.3版（令和元年6月5日付け日調連発第82号）となっている。

連合会ウェブサイトに掲載している「Q&A」についても、各土地家屋調査士会等からの問合せ状況により更新を行った。

2 筆界特定制度に関する事項

(1) 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携

筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携については、社会事業部において対応した。

(2) 筆界特定制度の検討及び指導

隣接土地所有者が不明な土地に対する筆界特定制度を利用した解決方法（筆特活用スキーム）の啓発と情報収集を中心に必要に応じて検討を行った。

3 登記測量に関する事項

(1) 登記基準点についての指導・連絡

土地家屋調査士会から認定申請される書類の点検を行い、申請者からの照会等に対応した。

申請状況等は次のとおり。

① 認定された登記基準点（令和元年度 ※令和2年3月26日現在）

会名	地区名	登記基準点		認定状況	
愛知	愛知県一宮市森本地内	3級	10点	2019/4/11	認定
和歌山	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田地区	4級	123点	2019/4/18	認定
香川	高松市上福岡地内	4級	10点	2019/4/19	認定

静岡	裾野市岩波地区	2級	3点	2019/4/22	認定
岩手	岩手県央地区遠野・宮守地区	1級	5点	2019/5/29	認定
岩手	岩手県宮古市地区	1級	2点	2019/6/5	認定
岩手	青森県三戸郡三戸町地区	1級	2点	2019/6/5	認定
岩手	青森県三戸郡三戸町地区	1級	2点	2019/6/5	認定
福岡	福岡県豊前市大字三毛門、沓川、恒富地区	1級 3級	4点 22点	2019/6/21	認定
岐阜	羽島郡岐南町地内	2級 4級	3点 36点	2019/6/26	認定
岩手	岩手県奥州市地区	2級	8点	2019/7/18	認定
香川	香川県さぬき市寒川町地区	2級 3級	3点 2点	2019/7/18	認定
兵庫	姫路市別所町別所地区	2級 3級	2点 9点	2019/8/6	認定
広島	福山市坪生町地区	3級	6点	2019/8/13	認定
大阪	大阪府河内長野市小山田地区	3級	4点	2019/8/20	認定
大阪	大阪府大東市地区	3級	3点	2019/9/30	認定
山梨	山梨県上野原市上野原	2級	5点	2019/11/13	認定
静岡	浜松市西区雄踏町地区	2級	3点	2019/11/13	認定
岩手	岩手県南地区（一関市巖美町字祭時）	1級	1点	2019/11/13	認定
静岡	浜松市東区上西町、和田町地区	2級	4点	2019/11/13	認定
岐阜	岐阜市大字東改田字再勝地内	3級 4級	1点 8点	2019/11/27	認定
岐阜	岐阜県大垣市地区	2級	4点	2019/12/26	認定
兵庫	たつの市新宮町光都地区	2級 3級	4点 6点	2020/1/21	認定
愛知	愛知県一宮市森本地内	3級	9点	2020/2/5	認定
岐阜	岐阜市春近古市場南ほか4地区	3級	6点	2020/2/13	認定
千葉	千葉県匝瑳市長谷地区	2級	3点	2020/3/25	認定

認定：26地区 1級 16点、2級 42点、3級 78点、4級 177点 合計 313点

② 現在までの認定登記基準点数（平成20年から令和2年3月26日現在まで）

認定：237地区 1級 1,816点、2級 435点、3級 1,087点、4級 1,260点 合計 4,598点

(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携

日調連データセンターシステム（試行的な認定登記基準点の位置情報の公開（<http://www.chousashi.org/kizyunten/v2map.htm>））の維持管理を行っており、登記基準点の認定に伴い、随時更新を行った。



URL : <https://www.geospatial.jp/ckan/organization/landandhouseinvestigator>

(3) 会員技術向上の検討及び指導

各土地家屋調査士会等からの問合せに随時対応を行った。

(4) 関係機関との連携及び協議

法務省、国土交通省等関係機関との協議を随時行った。

4 土地家屋調査士業務と報酬に関する調査

「土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査」については、令和元年10月4日から順次、各土地家屋調査士会が選定した会員に調査票を発送し、令和2年2月10日までに回答のあった同票の集計作業を行い、各土地家屋調査士会宛てに集計結果を基にした「令和元年土地家屋調査士事務所形態・報酬実態調査報告書」(冊子)を送付した。

5 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開〔変則型登記の解消に向けた取組〕

(制度対策本部から移管)

本事業については、制度対策本部と連携して対応した。

6 土地家屋調査士制度改革の推進〔土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応〕

(制度対策本部から移管)

日本土地家屋調査士会連合会が監修し、株式会社ゼンリンと協働で進めている「土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」(業務情報公開システム)は、平成29年12月20日から運用を開始しており、連合会ウェブサイト「会員の広場」内にもサービス概要・紹介のページを設け、「調査士カルテ Map」に会員登録するためのウェブサイト(株式会社ゼンリン内)にリンクしている。

令和元年度は、本システムの普及と浸透を目的として、各種プロモーション(Eメールマ

ンスリーへの掲載、連合会報への記事掲載及びパンフレット配布等)を行い、また、各土地家屋調査士会が実施する研修会等の中で、土地家屋調査士向けの説明会を行っているところであり、更なる利用者の拡大を目指して令和2年1月7日から連合会ウェブサイトトップページに調査士カルテ Map のバナーを設置し、調査士カルテ Map 概要ページ(ゼンリンウェブサイト)への移動を簡素化する仕組みを構築した。

なお、連合会会報5月号から利用者の声や便利な使い方を記事として掲載することとした。

7 資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対応〔不動産登記情報のオープンデータ化の推進方策に関する対応〕(制度対策本部から移管)

「官民データ活用推進基本法」の施行に伴い、内閣府で検討している不動産登記情報のオープンデータ化の動きに伴う不動産表示登記制度への影響等について平成30年度から議論してきた官民オープンデータ化に係る対応を行った。

8 オンライン登記申請への対応(総務部から移管)

土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の原本提示の省略に係る取扱い(調査士報告方式)について、法務省民事局民事第二課と協議を重ね、令和元年11月11日から同方式の運用を開始する旨、同年10月8日付け日調連発第190号をもって通知した。

その後、調査士報告方式の取扱いについての理解を深めてもらうため、令和元年10月30日付け日調連発第215号をもって同方式のQ&Aを送付した。

五 研修部関係

1 研修の企画・運営・管理・実施

(1) 専門職能継続学習(CPD)の運用

① CPDの運用管理

連合会と各土地家屋調査士会との間で、CPD管理システムで作成したCPDデータの授受を行い、CPDの適正な管理に努めた。

② CPD評価検討委員会の開催

令和2年2月27日に、有識者を交えた土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会を開催し、CPD制度の適正な運用管理について協議した。

③ 測量系CPD協議会連絡会への出席

測量系 CPD に関する情報交換を行うため、測量系 CPD 協議会連絡会（令和元年 5 月 27 日）に出席した。

(2) 令和元年度新人研修の運営・管理・実施

令和元年 6 月 1 日（土）～3 日（月）に NTT 中央研修センタにおいて実施した令和元年度土地家屋調査士新人研修は、初めて中央実施型として連合会が運営して実施し、受講者 346 名中 341 名が同新人研修を修了した。

また、この他に聴講者 4 名及び視察者 19 名が出席した。

ブロック	受講者数	修了者数
関東	146	145
近畿	61	60
中部	38	38
中国	19	19
九州	26	25
東北	36	35
北海道	12	11
四国	8	8

(3) 令和 2 年度新人研修の計画・管理

令和 2 年度の新人研修は、令和元年度と同様に、連合会において全国 1 会場で実施・運営することとした。

なお、受講者募集について、令和 2 年 1 月 7 日付け日調連発第 296 号をもって各土地家屋調査士会へ連絡した。

<実施概要>

日 程 令和 2 年 6 月 23 日（火）～25 日（木）

場 所 つくば国際会議場（茨城県つくば市竹園 2 丁目 20 番 3 号）

(4) e ラーニングの拡充・整備と運用

① コンテンツ制作の外部委託による拡充・整備

e ラーニングの更なる充実を図るため、平成 30 年度に引き続き、株式会社東京リーガルマインド（LEC）とコンテンツ制作委託の契約を締結し、次の 5 本のコンテンツを制作し、連合会ウェブサイト（会員の広場）において公開した。

ア 相続税・贈与税の改正の動向

イ 事務所経営に関する問題(1)所得税・法人税対策

ウ 事務所経営に関する問題(2)消費税

エ AI と社会情勢

オ 地縁団体の理解

② 連合会が企画したコンテンツの制作

次のコンテンツを制作し、連合会ウェブサイト（会員の広場）において公開した。

- ア 土地家屋調査士基礎研修 民法講義「改正相続法(1)」(講師：相場中行弁護士)
- イ 土地家屋調査士基礎研修 民法講義「改正相続法(2)」(講師：相場中行弁護士)
- ウ 土地家屋調査士の業務と成年後見制度(講師：清水敏晶会員〔群馬会・前制度対策本部員〕)

③ e ラーニングアクセス状況

平成 25 年度	アクセス数	4,556 件、	ユーザー数	1,484 名
平成 26 年度	アクセス数	4,037 件、	ユーザー数	1,436 名
平成 27 年度	アクセス数	12,424 件、	ユーザー数	3,004 名
平成 28 年度	アクセス数	12,167 件、	ユーザー数	2,760 名
平成 29 年度	アクセス数	15,938 件、	ユーザー数	2,969 名
平成 30 年度	アクセス数	10,745 件、	ユーザー数	2,723 名
令和元年度	アクセス数	8,979 件、	ユーザー数	2,332 名

(5) 研修体系及び研修の充実の検討

① 年次研修

令和 3 年度から実施を予定している年次研修の実施方針及び研修内容等について検討した。

② 講師団名簿の更新

従前の名簿よりも活用しやすいものに改めることとし、体裁等について検討した。

なお、令和 2 年 1 月 7 日付け日調連発第 295 号をもって各土地家屋調査士会に名簿登載者の推薦依頼を行い、集約した講師団名簿は令和 2 年 3 月 30 日付け日調連発第 377 号をもって各土地家屋調査士会に送付した。

(6) 研修情報の公開の活用・推進

研修インフォメーションの適正な管理に努めた。

なお、令和 2 年 3 月 31 日現在、8 ブロック 44 から計 865 件の研修情報の登録がされている。

(7) 研修用教材の運用・更新

① 土地境界基本実務叢書 (I～IV)

土地境界基本実務叢書 (I～IV) の在庫数が少なくなったことから、500 部を増刷した。

なお、今回の増刷では、付録 CD の増刷は行わず、書籍のみ増刷した。

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

(1) 会報への記事掲載

会報 12 月号 (No.755) から 2 月号 (No.757) まで、受講者の体験談を掲載した。

(12 月号：群馬会・高知会、1 月号：大分会・奈良会、2 月号：山形会・鳥取会)

(2) チラシの作成

受講促進のためのチラシ（電子データ版）を作成し、各土地家屋調査士会への周知及び連合会ウェブサイトへの掲載を行った。

(3) 土地家屋調査士試験受験者への周知

土地家屋調査士試験の口述試験が行われる会場（8 法務局）に、第 15 回土地家屋調査士特別研修に係る資料一式を送付し、同試験受験者への配布をお願いした。

3 ADR 認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

土地家屋調査士特別研修の復習を目的として、平成 23 年度から制作している e ラーニングコンテンツ「民法講義」シリーズの新作を企画し、収録した（上記 1 (4)②ア及びイ参照）。

4 グランドデザイン基本計画と連動した研修研究体系の検討

グランドデザイン基本計画と連動した研修研究体系について検討した。

六 広報部関係

1 広報に関する事項

(1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信

① マスメディアに向けた広報活動

ア メディアを利用した広報活動

土地家屋調査士やその仕事について広く一般に知っていただくため PR キャッチコピーコンテストを企画した。この企画に全国から 2,737 作品の応募があり、広報部において審査を行い、次のとおり入賞作品を決定した。



最優秀賞 「守りたい いい土地 いい家 いい関係」 岩崎久哉 様（岩手県）

② ウェブ広報の充実

ア ウェブアンケート

「土地の境界立会いに関するアンケート」を実施し、第 1 回全国会長会議で結果を報告した。

イ 動画コンテンツの作成

土地家屋調査士の一日を紹介する動画コンテンツを 2 本作成した。

③ 広報イベントへの参画

ア こども霞が関見学デー

法務省民事局民事第二課と協力し、令和元年8月7日（水）、8日（木）に開催された同イベントにおいて、スタンプラリーやクイズ企画、パネル展示などを実施した。当日の法務省への来場者は、約2,000人。

イ 各種イベントの調査

連合会が参画できるようなイベントについて情報収集を行った。

④ 広報ツールの活用

ア パンフレット・チラシの増刷

(ア) 小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」の作成

各土地家屋調査士会から注文を取り増刷を行った。各土地家屋調査士会からは20会から12,900冊の注文があった。

(イ) パンフレット「土地家屋調査士」の増刷

増刷について検討したが、土地家屋調査士法等の改正後の内容を踏まえ、改めて増刷や新規作成の検討を行うこととした。

(ウ) パンフレット「境界確認のお願い」の増刷

各土地家屋調査士会（30会）から86,665部の注文を受け、増刷を行った。

イ 広報グッズ制作・購入

(ア) オリジナル野帳の追加制作

70周年のロゴマークを入れるなどデザインを多少変更し増刷を行った。各土地家屋調査士会からは、10会から1,383冊の注文があった。

⑤ 土地家屋調査士の日に関する啓発活動

ア 特設ページの開設

令和元年7月12日～31日の間、連合会ウェブサイト内に「土地家屋調査士の日」に関する特設ページを開設し、プレゼント企画を行った。この企画に全国各地から5,630名の応募があった。第3回広報部会において抽選を行い、ご当地賞品8名、クオカード100名、『境界紛争ゼロ宣言!!』LEDライトキーホルダー200名の当選者を決定した。

また、抽選結果等について連合会ウェブサイトで報告した。



イ PR動画コンテストの実施

「土地家屋調査士って知ってる?～探せ!!!あなたのまちの境界標～」をテーマとしたPR動画コンテストを学生向けに企画した。この企画に全国から25作品の応募があり、広報部において審査を行い、次のとおり入賞作品を決定した。



最優秀賞 「実はあれ...「境界標」って呼ぶんです!」 立教大学 川守雄貴 様

優秀賞 「知っていますか？」 東京都立工芸高等学校 小田島奏葉 様
優秀賞 「境界標探し-in 私たちの街-」

専門学校ルネサンス・デザインアカデミー 齋藤まり 様

優秀賞 「境界標探してみた」 日本歯科大学 須貝 壮 様

また、連合会ウェブサイトで結果発表を行った。

ウ 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施
後段で報告する。

⑥ 社会貢献事業としての活動

ア 全国一斉不動産表示登記無料相談会

7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心として「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の開催を企画し、令和元年7月～10月にかけて土地家屋調査士会の協力を得て全国178会場で開催され、651件の相談を受けた。

また、例年と同じく同相談会の開催PRを目的とした統一ポスター・チラシ・バナーのデータを作成し、各土地家屋調査士会へ送付するとともに、開催費用として各土地家屋調査士会に5万円の助成を行った。

なお、相談会の結果について取りまとめを行い、連合会ウェブサイト（会員の広場）において公開した。



⑦ 受験者の拡大に向けた活動

都内の主な受験専門校（東京法経学院、東京リーガルマインド、日建学院、アガルートアカデミー、金子塾、早稲田法科専門学院）を訪問し、受験者拡大に向けた連携や広報等について意見交換を行った。

⑧ 土地家屋調査士白書の作成

『土地家屋調査士白書2020』の編集作業を行った。

(2) 内部に向けた組織強化のための広報

① 社会貢献事業としての人材育成

ア 寄附講座に関する意見交換会

モデルカリキュラムや大学との打合せ工程モデルの作成の資とするため、平成30年度に寄附講座を開講した主な土地家屋調査士会及びブロック協議会との意見交換会を開催した。

イ 寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケート

全国の寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケートを行い、連合会ウェブサイト（会員の広場）において結果を公開した。

ウ 明海大学不動産学部企業推薦特別入試

明海大学不動産学部との協定書に基づき、同学部への企業推薦特別入試についての募集記事を会報及びEメールマンスリーに掲載した（会報7月号（No.750）、同12月号（No.755）、Eメールマンスリー8月号（Vol.214））。

② 内部に向けた組織強化のための広報

土地家屋調査士会（又はブロック協議会）で作成している広報ツールで共有化できるツールの情報を収集し、連合会ウェブサイトで公開するなどして共有すること、併せて、各土地家屋調査士会が行う広報企画（イベント情報）についても情報収集することを目的とし、広報ツール及び広報企画に関する情報提供方についてのお願ひ文書（令和2年1月23日付け日調連発第312号）を各土地家屋調査士会へ発出した。

2 会報の編集及び発行に関する事項

- (1) 内部に向けた情報の集約と共有
- (2) 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信
- (3) 連合会各部との連携のための情報共有

業務に直結したものと土地家屋調査士を取り巻く社会的変化に対応した事象など、会員に必要な情報を掲載するとともに、外部への土地家屋調査士に関する情報発信を意識した紙面づくりも念頭に置きながら、会報、Eメールマンスリー、ウェブサイトのそれぞれの長所を生かした効率的な情報発信を行っている。加えて、近年、雑誌や書籍の電子化も進んでおり、電子書籍等についての理解も進んでいることから、各土地家屋調査士会へ電子化に関するアンケートを行った。今後の会報発行への参考としていきたい。

3 情報の収集に関する事項

- (1) 制度の中長期的な計画実現のための時代に即した情報の収集

関連する外部セミナー等に参加するなどして、情報収集を行った。

- (2) 国際的な視野での業務環境に関する情報収集

研究所、地籍問題研究会及び国際地籍学会と連携して、国際的な動向に関し、情報収集を行った。

- (3) 災害への対応と災害復興のための情報収集

災害への対応や災害からの復興、また事前復興の取組に関する情報収集を行った。なお、上記(1)～(3)で収集した情報については、必要に応じて会報等で紹介を行った。

4 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の計画準備

土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の計画準備については、昨年度の準備委員会から引き継ぎ、広報部役員を中心とした実行委員会を設置して対応した。

(1) 記念事業

① 登記制度創造プロジェクト

各土地家屋調査士会が地元にある土地や建物の調査を行い、多目的に利用できる情報（位置情報など）を付加するなどして、将来の登記制度を考える契機とするもので、札幌土地家屋調査士会にパイロット事業として実施していただいた。令和2年1月22日付け日調連発第310号をもって各土地家屋調査士会へ実施のお願い文書を送付した。

② 記念式典

第77回定時総会に併せて開催することを検討してきたが、定時総会の進行に影響を与えるべきではないとの意見等があったことから、記念式典としては開催しないこととした。

③ シンポジウム・祝賀会

ア シンポジウム

令和2年10月26日（月）に東京国際フォーラムにおいて、連合会、全国土地家屋調査士政治連盟（全調政連）及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（全公連）の共催シンポジウムを開催する予定である。予告チラシを作成し、各土地家屋調査士会に配布したほか全調政連及び全公連に必要部数をお渡しした。

イ 祝賀会

祝賀会としては開催せず、シンポジウムに併せて懇親会を行う予定とした。

④ 研究論文

学識者に原稿を依頼し、70周年記念誌に掲載できるようにすることを検討した。

⑤ 各ブロック協議会等のシンポジウムとの連携

ブロック協議会で開催されるシンポジウム等を70周年記念として連携し、連帯感を出していくこととした。

⑥ 記念業務提携

他団体との連携（講師派遣等）や業者との業務提携を図ることを検討した。

⑦ 全国銀行協会との提携事業

記念提携住宅ローンの実施について検討してきたが、実現が難しいとの見解が示されたため、全国銀行協会と提携して行うことができる事業について検討した。

⑧ 写真コンクール及びゴルフ大会の記念事業化

第35回の写真コンクール及びゴルフ大会については70周年記念として実施することとした。

⑨ 記念誌の作成

令和3年度の発刊を予定している。

⑩ 書籍『建物認定』出版への協力

民事法務協会から書籍『建物認定』出版への協力の要請があり、協力できる範囲で協力することとしているが、70周年記念事業との関連付けについて検討を行った。

(2) 記念グッズ等の作成

記念グッズとして、次のグッズの作成する方向で検討した。

① ロゴマーク

ロゴマークを作成し、各所で使用するとともに各土地家屋調査士会へデータを送付した。(令和2年2月3日付け日調連発第323号)



② 70周年記念バッジ

記念バッジを作成し、連合会役員へ配布したほか各土地家屋調査士会へ役員数分を送付した(令和2年2月3日付け日調連発第324号)。

③ のぼり旗

のぼり旗を作成し、各土地家屋調査士会へ会及び支部に2枚ずつ配布する想定の数を送付した(令和2年2月10日付け日調連発第335号)。

④ 文庫本メモ

令和2年度に作成する予定で、デザインを募集した。(令和2年2月3日付け日調連発第322号)。

⑤ オリジナルLEDキーリング

⑥ クリアファイル

⑦ お菓子(ビスコ、うまい棒)

⑧ 缶バッジ

⑨ 土地家屋調査士制度発祥の地 碑パンフレット

⑩ スタッフジャンパー

⑪ ポスター

⑫ バックパネル

七 社会事業部関係

1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項

(1) 受託体制の整備

北海道における分離発注問題について、北海道ブロック協議会から現在までの取組について説明を受け、今後の対応について意見交換を行った。

(2) 嘱託登記業務発注の情報収集・啓発

登記所備付地図作成作業に係る入札情報について、各土地家屋調査士会等からの情報収集を行った。収集した情報については各土地家屋調査士会にフィードバックできる資料を作成し、各土地家屋調査士会宛てに送付した。

また、土地家屋調査士業務の入札において適切な取扱いがされていないと思われる事案の情報収集を行い、今後の対応について検討した。

2 地図の作成及び整備等に関する事項

(1) 登記所備付地図の作成及び整備

不動産登記法第 14 条地図作成作業について、各土地家屋調査士会に協力をお願いし、筆数や予定面積等の状況を調査した。また、同作業の効率的な業務処理や工程管理の方法等について、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会及び土地家屋調査士法人等と意見交換を行った。

法務省不動産登記法第 14 条地図作成作業規程の解説書については、改訂に向けて作業を継続した。

(2) 建物所在図作成に関する対応

建物所在図作成作業については、平成 28 年度に愛媛県土地家屋調査士会、平成 29 年度に兵庫県土地家屋調査士会で試行を実施した。その結果を踏まえ、連合会では両会を交えて平成 31 年 3 月 27 日に建物所在図作成作業（試行）に関する打合せ会議を行った。

両土地家屋調査士会からは、建物所在図の情報は空き家問題、所有者不明土地問題、防災・減災及び都市計画への対応を考えるとときに必要は基盤情報となる旨の意見があった。

しかしその一方で、予算面、作業規程、仕様書の内容（精度管理の問題、実施区域の選定、実施時期・期間等）及び法務省の地図情報システムにおいてデータで管理できない等の問題点が指摘された。また、連合会からは法務省民事局民事第二課の考え方として、建物所在図の情報を地図情報システムに対応させるには多額の費用を要するため同システムの改修を考えていないこと、また、建物所在図作成作業のための予算についても確保される見通しが無い状況であることを報告した。

以上を踏まえ、社会事業部では、現状において以下の 3 つの問題点があることを確認し、建物所在図の今後の在り方について検討を行った。

- ① 現行制度上の問題点
- ② 作業機関における問題点
- ③ 建物所在図の必要性についての問題点

以下、それぞれの問題点について述べる。

①については、現行の法務省の地図情報システムが建物所在図に関する情報に対応していないこと（V30 となっても対応してしない）、すなわち、作成した建物所在図は紙による

保管となる。また、作成時において登記情報と実態とが齟齬する場合や作成後に増築や取壊し等の変更があった場合の更新情報の取扱いが明確にされていない問題がある。特に地図情報システムの改修については、令和元年度の地図作成関連予算（約 43 億円）を上回る金額規模であり、膨大な国費を費やし建物所在図を作成していくことに、果たして国民の理解を得ることができるかどうかという問題が挙げられる。

②については、令和元年 10 月 29 日付け日調連発第 210 号をもって登記所備付地図作成作業に係る入札情報について提供方をお願いしたところ、複数の土地家屋調査士会から、現在の地図作成作業において「作業担当者・人員確保が難しくなっており、これ以上、面積・筆数が増えると、作業の遅延が懸念されるため、工期を長めに設定してほしい。」というマンパワーの問題を訴える情報があった。このような情報がある中で、建物所在図作成作業を実施したとき、果たして作業者の理解が得られるかどうかの問題がある。

③については、建物所在図は大規模災害における罹災証明の発行や特定空き家の認定に役立つという意見があるが、罹災証明については自治体の資産税課のシステムで対応できること、また、特定空き家については空き家等対策の推進に関する特別措置法が成立されて以降、空き家に関する情報収集は、ほぼ全ての自治体において既に終わっている段階にきているため、将来的に建物所在図を利用する効果には乏しいと思われる。

加えて、災害、防災、空き家等の社会的問題に対応する情報としては、登記情報のほか、たとえばグーグル社が提供しているグーグルマップや株式会社ゼンリンが発刊しているブルーマップ等がその役目を十分に果たすものと考えられる。

以上のことから、現在の不動産登記法が求める建物所在図の情報は、新たな社会が求める建物に関する情報を提供しているとは言い難く、現行の建物所在図の作成を積極的に進めることは厳しい状況にあると言わざるを得ない。しかし、日進月歩の技術革新が進む中で、特に防災・減災及び都市計画の観点から考えたとき、将来的に、例えば建物の高さの情報をもった登記情報が必要になると考える。

よって、今後は建物所在図作成作業から視点を広げて、建物表題登記の在り方について議論すべき時期に来ており、時代に適した新たな建物登記申請の在り方について、関係省庁及び関係団体と検討を進める必要があるとの結論に至った。

現在、法務省民事局民事第二課、関係省庁及び学識者を交えた「筆界認定の在り方に関する検討会」が開催されているところ、建物登記についても同種の検討会を開催することについて法務省民事局民事第二課に要望しているところである。

(3) 国土調査法第 19 条第 5 項指定の利用の推進

国土調査法第 19 条第 5 項指定の申請状況を踏まえ、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課と協議し、課題への対応について検討した。

この中で、地籍整備推進調査費補助金を利用することにより事業費の補填ができ、比較

の規模が小さくても国土調査法第19条第5項指定申請が可能であり少人数でも業務が行えること、また、登記後申請においては必ず地積更正又は分筆登記を申請し、全ての土地において地積測量図を法務局に備え付ける必要があり、土地家屋調査士でしか行えない業務であるため、積極的に参画していくべきであるとの結論に至った。

しかし一方で、地籍整備推進調査費補助金の制度は、新設された当時から国の予算が22.5%と大幅に減少していること、また、地方公共団体での補助が事業予算の1/3程度しか下りなかった事例があり、計画機関としては予定が立たなくなってしまう等の問題点もあることを確認した。

以上のことから、今後は、土地家屋調査士が積極的に参画できるように国土交通省に対して当該制度の使い勝手を向上できる提案等を行うことについて検討していくことを予定している。

3 土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項

土地家屋調査士関連業務の拡充に関する事項については、行政における狭あい道路拡幅整備の情報収集及び土地家屋調査士の関与の在り方について検討した。また、不動産取引におけるいわゆる確測図面等への土地家屋調査士の関与について宅建業団体と意見交換を行った。

4 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項

将来的な ADR センターの在り方、民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応、土地家屋調査士の司法参加に関する事項について検討を行った。

ADR センターに関しては、法務省民事局民事第二課と進めている筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR 制度との効果的な連携について引き続き協議を行った。

また、オンラインシステム等を利用した遠隔地相談・調停の実現に向けて検討を行った。

民間紛争解決手続代理関係業務に関しては、ADR 認定土地家屋調査士の活躍の場面や、ADR 認定土地家屋調査士の働く場所の拡大という点からは、土地家屋調査士会 ADR センター以外の ADR 機関への法務大臣指定に向けて検討を行った。

土地家屋調査士の司法参加に関する事項については、より多くの調査士が専門委員となり、裁判所でますます活躍することで、筆界特定、ADR の場面での裁判所との連携が強化が可能となることを期待して、専門委員経験者と元裁判官による座談会を企画した。

日本司法支援センター本部とは、土地家屋調査士会及び ADR センターの情報を利用者にスムーズに提供するため、法テラスの関係機関データベース等の内容を見直すため、各土地家屋調査士会の情報を提供した。

5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 空家対策等に関する課題への対応

地籍問題研究会と連携し、連合会が実施したアンケート（平成30年10月25日付け日調連発第194号）を基に課題への対応について検討を行った。当該検討結果については、地籍問題研究会第27回定例研究会において発表される予定である。

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け開催見送りとなった。）

また、全国空き家対策推進協議会からの情報収集や、月刊登記情報に連合会における空き家問題に関する取組を寄稿した。

所有者不明土地問題について、国土交通省が主催する国土審議会土地政策分科会企画部会に出席し、情報を収集した。また、同省が主催する所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会において「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」（第3版）が改訂されることに伴い、内容の精査及び加筆修正を行った。なお、当該ガイドラインについては、令和元年12月に国土交通省において公開された。

(2) 防災関係の情報収集及び提供

大規模災害復興支援対策本部と連携し、東日本大震災の被災三県における震災復興型登記所備付地図作成作業について、被災三県の土地家屋調査士会及び管轄法務局及び法務省民事局民事第二課と協議を行った。（いわき地区で実施されることになった。）

令和元年台風第19号における福島県の被害状況について視察した。

八 研究所関係

研究所の研究活動における研究員の選任については、従来は、テーマ設定ごとに研究所新旧役員等からの情報を基に候補者を挙げ選任を行ってきたが、令和元年度においては、まず研究所の考え方を示した上で、全国の土地家屋調査士会に研究員の推薦依頼を行うこととし、令和元年7月26日付け日調連発第127号をもって、推薦依頼の文書を発信した（推薦いただいた各土地家屋調査士会長には、この場を借りて御礼申し上げる。）。

次に、選任方法については、初めての試みとして、推薦された研究員候補者と研究所担当役員によるメーリングリストを作成の上、当該候補者に対し、テーマ策定の背景と具体的な研究内容及び研究に関する理念等について研究所から発信し、当該候補者との相互通信の期間を経て選任を行った。

令和元年8月30日に、選任した研究員を一堂に会した研究所会議を開催し、主に事業方針大綱、事業計画、各研究テーマの詳細及び諸団体との研究交流等について説明を行い、各研究テーマが土地家屋調査士実務に直結する提言又は成果となるようその意識付けをお願いした上で、

テーマの垣根を越えた活発な議論を行った。

これらを踏まえて、その後、研究テーマごとの会議が行われ、研究所担当役員と連携の上、各テーマの研究が進められてきた。

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

(1) 歴史的な地図・資料等の地域性に関する研究

研究所においては、土地家屋調査士法第 25 条第 2 項の理念に基づき、この研究を長期的な研究と捉え、全国的に拡大するため平成 25 年から継続的に行っている。

平成 30 年度までは、近畿ブロック協議会所属の各土地家屋調査士会へ協力を依頼し、地図、布達類等の収集活動を通して、それらの持つ資料の性格・特徴等の分析を行い、不動産登記法上の筆界の特定の重要な要素である「地域性」を探るべく取りまとめたところであるが、令和元年度は、この取りまとめを参考に更に研究し、研究員が所属する地域における歴史的な地図・資料等について土地家屋調査士業務に関連することに力点を置くとともに、全国の土地家屋調査士会が本研究を行うための切り口を紹介できるような研究を行った。

また、法務省の地図管理システムに関して、公図を利用したインデックス MAP を作成し、それを管理することで相隣関係の明確化や境界不明の防止に寄与すると考え、研究を行った。

(2) 測量技術に関する研究

「最新技術に関する研究」とし、UAV（無人航空機）測量が、土地家屋調査士業務にどのように関連し、どのように将来的な利活用が可能なのかについての研究を行うとともに、リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査への土地家屋調査士の参加可能性についても研究を行った。

また、UAV を利用できない都市部における一筆の土地の測量について、近接 SfM (Structure from Motion) 写真測量を応用した研究を行った。

(3) 土地家屋調査士業務に関する研究

不動産取引に関する土地家屋調査士業務の可能性とリスクについて、「確定測量」の定義に関する研究や税務申告手続に関わる土地家屋調査士業務の研究、筆界確認書に関する研究等、土地家屋調査士の日常業務に頻繁に関わる身近な問題についての研究を行った。

(4) 土地家屋調査士を取り巻く社会問題に関する研究

「国土が抱える問題に関する研究」とし、位置が不明確な土地（所在不明土地）の問題や不法越境問題など社会的に問題となっている事案について研究を行った。

また、狭あい道路の解消作業における土地家屋調査士の関わり方及び地震や集中豪雨などの災害における避難地の確保や防災の観点から緊急的な対応が必要となるため、事前復

興に土地家屋調査士がどのように取り組むことができるか、その対応策などについて研究を行った。

2 地籍制度に関する国際的な視点からの研究

研究テーマの精査と見直しを行った結果、制度対策本部で行っている国際交流関係の対応に委ねることとした。

3 地籍に関する学術的・学際的研究及び地籍問題研究会との連携強化

(1) 地籍問題研究会との連携

研究員の研究発表の場とすることを視野に入れ、「地籍問題研究会」との交流・連携を行ってきた。

令和2年7月に愛知県名古屋市で開催される定例研究会において、研究テーマの中間報告という形で発表を行う予定である。

(2) 日本登記法学会との連携

(3) 関連学術団体等との研究交流

主に日本司法書士会連合会の働き掛けにより創設された本学会とは、「登記」という枠組みの中で関連する分野が多々あることから、連携・交流を図り情報収集を行った。

また、令和元年11月に開催された第4回研究大会において、伊藤副会長が「所有者不明土地問題と土地家屋調査士の関わり方」をテーマに報告を行った。

4 会長から付託された事項の研究

特段の付託事項はなかったものの、前期からの継続的な案件について対応した。

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

1 第14回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

土地家屋調査士法第3条第3項に規定する法務大臣が指定する研修（土地家屋調査士特別研修）について、令和元年度に第14回土地家屋調査士特別研修を実施したところ、土地家屋調査士法第3条第1項第7号及び第8号に規定する民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力を有する者として、令和2年3月16日に108名が同法第3条第2項第2号の認定を受けた（受講者142名、認定率76.1%）。

なお、これまでの土地家屋調査士特別研修による同認定者数は累計6,442名となり、全会員16,471名（平成31年4月1日現在）に対し、累計の受講率は52.1%、累計のADR認定士

地家屋調査士の割合は 39.1%となった（令和 2 年 3 月 16 日現在）。

2 第 15 回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

(1) 実施日程

第 15 回土地家屋調査士特別研修は、次のとおり実施する予定であり、実施日程、実施基本計画、会場設置、実施に係る助成及びカリキュラムについて、令和元年 10 月 23 日付け日調連発第 205 号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。

< 第 15 回実施予定 >

基礎研修	令和 2 年 7 月 10 日（金）～12 日（日）
グループ研修	令和 2 年 7 月 13 日（月）～8 月 20 日（木）
	※ ただし、課題提出日は、令和 2 年 8 月 4 日（火）
集合研修・総合講義	令和 2 年 8 月 21 日（金）～23 日（日）
考査	令和 2 年 9 月 12 日（土）

(2) 受講者募集

第 15 回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について、令和 2 年 1 月 7 日付け日調連発第 297 号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。